

## 生徒心得

本校生徒として、学校諸規則を堅く守り、勉学に励み、自主・自律の精神を養い、品性を高め、心身ともに健康な社会人となるよう心がける。

### 1 服装など

#### (1) 頭 髪

- 高校生らしい品位を保つ。髪の長さにも気を配る。
- パーマなどによる人工的ウェーブ、及び毛染め・脱色はしない。
- 髪飾り（エクステンション等を含む）をしない。

#### (2) 制 服

- 制服は、本校生徒の自覚と誇りと責任感を高めるため及び、正しい着こなしを学ぶためのものである。本校の制服は、小牧高等学校制服規定によるものとする。

1 通常は、以下に示す学校指定の制服を、寒暖に合わせて調整し着用する。（下記の組合せを標準とする。）

##### (1) 標準冬服

- A：ブレザー、長袖ワイシャツ、スラックス、ネクタイ
- B：ブレザー、長袖ブラウス、スカート、リボンタイ or ネクタイ
- C：ブレザー、長袖ブラウス、スラックス、ネクタイ or リボンタイ
- ※ ネクタイ、又はリボンタイは常に着用する。
- ※ ニットベストは希望者購入で、着用は自由とする。

##### (2) 標準夏服

- A：半袖ワイシャツ、スラックス
- B：半袖ブラウス、スカート
- C：半袖ブラウス、スラックス
- ※ ネクタイ、又はリボンタイの着用は不要とする。

2 式典（入学式、卒業式）及び学校が指定した日の着用は、以下に示すものとする。

- A：ブレザー、長袖ワイシャツ、スラックス、ネクタイ
- B：ブレザー、長袖ブラウス、スカート、リボンタイ or ネクタイ
- C：ブレザー、長袖ブラウス、スラックス、ネクタイ or リボンタイ

3 ワイシャツ（ブラウス）、半袖シャツ（半袖ブラウス）の着用については裾をスラックス（スカート）の中に入れる。

4 スラックスのベルトは、華美でないものを使用する。

5 スラックスの裾幅は、21 cm～24 cm以内とする。また、スカートの丈は、膝の中心を基準とする。

#### (3) 通学用靴

- 靴は、本校指定制服に調和した華美でない運動靴、または黒・茶色の革靴とする。ただし、ブーツ型や、かかとの高い靴でないものとする。

#### (4) 靴 下

- 靴下は、白、黒、グレー、紺または濃緑色の本校指定制服に調和した華美でないものとする。ストッキングを使用する場合は、黒またはベージュとする。

#### (5) 防寒具

- 防寒具は本校指定制服の着こなしに調和した、華美でないものとする。
- 着用期間は10月1日から翌年3月31日までとする

○ ブレザーの上に着用する防寒具については、ウインドブレーカー・ジャージ・コート・ダウンジャケット等の本校指定制服に調和した華美でないものとする。ただし、革製の高価なものやベンチコート、トレーナー・パーカーでないものとする。

○ ブレザーの下に着用する防寒具については、セーター・カーディガンとする。ただし、トレーナー・パーカーでないものとする。

(6) カバン類

○ 通学にふさわしく、華美でないものとする。

(7) 上履

○ 校舎内では所定のスリッパを用い、必ず記名する。

(8) 異装

○ ケガ、病気、その他やむを得ない理由で異装を要するときには、生徒手帳の連絡欄を用いて、学級担任及び生徒指導部の許可を得る。

(9) 体育時

○ 学校指定のものを着用すること。

半袖シャツ、長袖シャツ、ハーフパンツ、運動靴、ウインドブレーカー上下

(10) その他

○ 化粧・マニキュア等をしない。

リップクリームを使用する場合は、無色のものとする。

○ 指輪・ネックレス・ペンダント・ピアス等の装飾具類は、身につけない。

## 2. 登校・下校

(1) 始業の予鈴までに登校し、授業終了まで外出しないこと。やむを得ず外出する場合は、生徒手帳の所定の欄または、職員室にある外出許可証の用紙を用いて、学級担任の許可を得ること。

(2) 下校は指定の時刻による。

(3) 生徒下校時刻

4月～10月・3月 活動終了 18:30  
完全下校 19:00

11月～2月 活動終了 18:00  
完全下校 18:30

## 3. 欠席、遅刻、早退

(1) 病気、その他やむを得ない事情で欠席・遅刻する場合は、その旨を保護者が学級担任に連絡する。(入学のしおり「学校への、当日の欠席・遅刻の連絡」を参照)

(2) 遅刻した時は、遅刻確認票による所定の手続きを取る。

(3) 登校後やむを得ない理由で早退する時は、「早退許可証」に記入し、学級担任より確認印をもらい、帰宅する。なお、帰宅後、学校へその旨を連絡する。

(4) 忌引きの日数は次の通りとする。

父母の死亡 7日

祖父母・曾祖父母及び兄弟姉妹の死亡 3日

同一世帯内上記以外の親族の死亡 3日

おじ、おばの死亡 1日

父母の法要 1日

#### 4. 学校生活

- (1) 学校生活に不必要なものを校内へ持ちこまない。
- (2) 携帯・スマートフォンの取り扱いについては、学校敷地内（校門内）での使用はしない。携帯・スマホは電源を切り、カバンの中にしてしておく。ただし、校内において緊急に保護者と連絡を取る必要がある場合や、教員が教育活動において使用させる必要がある場合に、教員の許可及び監督のもと、その使用目的においてのみ使用する。
- (3) 金銭は必要以上持たず、友人とみだりに貸借しない。体育の授業、学校行事の時などは、所持する貴重品は必ず貴重品バッグに入れて預け、カバンや机中に放置しない。
- (4) 金銭その他の物品を紛失、または拾得した時は、ただちに係の先生、または学級担任に届け出る。
- (5) 校内の備品は、無断で持ち出したり、移動させない。
- (6) 誤って校内の施設や器具を破損した時は、ただちに学級担任または関係の先生に届け出て指示を受ける。
- (7) 校内におけるすべての掲示、広告及びパンフレットなどの配布は、必ず関係の先生の許可を受ける。
- (8) 休日に登校して校舎、校具、運動場などを使用する時は、あらかじめ学級担任または関係の先生に届け出て許可を受ける。
- (9) 校舎内外の清潔整頓に留意し、常に健康的な環境の保持に努める。ごみは小牧市の分別方法に従って捨てる。清掃当番は責任もってこれを遂行する。

#### 5. 自転車通学

- (1) 自転車通学をする生徒は、所定の様式により学校に願い出て、その許可を得る。
- (2) 自転車通学を許可された者は、使用する自転車に許可証を取り付け、所定の場所に整頓して置き、必ず施錠する。
- (3) 自転車通学を許可された者は、安全のためにヘルメットを着用することが望ましい。
- (4) 自転車通学を許可された者は、レインコート・レインウェア等（フード付きのもの）を携行し、雨天時には着用する。
- (5) 二人乗りや、傘さし運転、運転しながらの携帯・スマートフォンの使用は絶対にしない。

#### 6. 願及び届出

- (1) 学校内で生徒が集会を催す時は、事前に学級担任または関係の先生に許可を受ける。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。ただしやむを得ない事情のある場合は、所定の様式により手続きをとり、許可を受ける（アルバイト許可願）。
- (3) 生徒運賃割引証を利用しようとする時は、所定の用紙により交付を願い出る（学生旅行割引交付願）。

#### 7. 運転免許証の取得

- (1) 在学中の運転免許証（原付、自動二輪、普通自動車）の取得は原則として禁止する。
- (2) 「四ない運動」を遵守する。
  - 「バイクの免許を取らない」
  - 「バイクを買わない」
  - 「バイクに乗らない」
  - 「バイクに乗せてもらわない」
- (3) 就職先の要請等のため、やむを得ず普通自動車の免許を取得する場合、次の事項に十分注意する。
  - ① 学校の許可を得たあとに、入校手続きをする。
  - ② 授業・学校行事等に支障がない。

- ③ 成績・性行等に問題がある場合、許可しないこともある。
- ④ 上記事項が守られていなかった場合、許可を取り消すこともある。

## 8. 校則の見直しについて

生徒・教員・保護者が生徒風紀委員会・職員会議・PTA生活委員会等で適宜意見を交換し、校則についての見直しを検討することを可能とする。

### ○ 見直しの流れ

生徒風紀委員会は、生徒の意見を集約し校則の見直しを求めることができる。その上、校長は校則の見直しが必要であると判断したときは、生徒風紀委員会で生徒と教員が協議した上、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、生徒風紀委員会・生徒指導部会・学年会・企画委員会・PTA役員会・職員会議でその内容について議論し、見直していく。

